



第109期

定時株主総会および
普通株主様による
種類株主総会招集ご通知

日時 | 平成29年 6月29日 (木曜日)
午前10時

場所 | 鹿児島市山下町1番1号
当行本店4階ホール

目次

第109期定時株主総会および普通株主様による 種類株主総会招集ご通知	1
議決権の行使方法のご案内	3
議決権行使書のご記入方法について	4
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	30
株主総会参考書類	34
種類株主総会参考書類	45

証券コード 8554
平成29年6月13日

株 主 各 位

鹿児島市山下町1番1号
株式会社 **南日本銀行**
取締役頭取 森 俊 英

第109期定時株主総会および普通株主様による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第109期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本定時株主総会には、第2号議案として「株式併合の件」を、第3号議案として「定款一部変更の件」をそれぞれ議案として上程いたしますが、これらの議案につきましては、会社法第322条第1項に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類ならびに種類株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 鹿児島市山下町1番1号 当行本店4階ホール
3. 目的事項
(定時株主総会)
報告事項
 1. 第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第5号議案）＞

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役9名選任の件

第5号議案 監査役1名選任の件

＜株主提案（第6号議案）＞

第6号議案 定款一部変更の件

(普通株主様による種類株主総会)

決議事項

＜会社提案（第1号議案および第2号議案）＞

第1号議案 株式併合の件

第2号議案 定款一部変更の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://nangin.jp>) に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。なお本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類・種類株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://nangin.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎ 当日は**軽装(クールビズ)**にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願いします。



1 株主総会に出席する場合

株主総会開催日時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



2 議決権行使書を郵送する場合

行使期限

平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

▶▶ [次頁をご覧ください。](#)

議決権行使書のご記入にあたってのご注意

本定時株主総会におきまして、株主さま（2名：議決権の数303個）より、株主提案権の行使（以下、「株主提案」といいます。）に関する書面を受領いたしております。

その内容は、「株主総会参考書類」の44ページに第6号議案として記載しております。当行取締役会は、株主提案にかかる議案に対し、反対しております。

議決権行使書のご記入方法について

当行取締役会は、このたびの**株主提案**にかかる**議案に反対**いたします。

株主総会にご出席いただけない場合で当行取締役会の意見にご賛成いただける株主様は、下記の記載例に従い、議決権行使書を平成29年6月28日(水)午後5時30分までに到着するよう、ご返送お願い申し上げます。

会社提案（定時株主総会第1号議案から第5号議案、普通株主様による種類株主総会第1号議案及び第2号議案）については、「賛」の欄に○印を、**株主提案（定時株主総会第6号議案）については「否」の欄に○印**をご記入ください。賛否のご表示は、黒のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。

〈記載例〉

〈会社提案〉
「賛」の欄に○印をご記入ください。

<p>議決権行使書</p> <p>株式会社 南日本銀行 御中</p> <p>私は、平成29年6月29日開催の貴行第109期定時株主総会（継続会または延会を含む）及び普通株主様による種類株主総会（継続会または延会を含む）における議案につき、右記（賛否を○印で表示）の通り議決権を行使します。</p> <p style="text-align: right;">平成29年6月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 当銀行は、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いたします。 </div> <p>〒000-000 鹿兒島県鹿兒島市山下町1番1号 南銀 太郎 様</p>	<p>株主番号</p> <p>議決権行使個数</p> <p>個</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">会社提案</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">第1号議案</td> <td style="font-size: x-small;">第2号議案</td> <td style="font-size: x-small;">第3号議案</td> <td style="font-size: x-small;">第4号議案 <small>(下の候補者を除く)</small></td> <td style="font-size: x-small;">第5号議案</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">替</td> <td style="text-align: center;">替</td> <td style="text-align: center;">替</td> <td style="text-align: center;">替</td> <td></td> <td style="text-align: center;">替</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">否</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> </table>	会社提案						第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	第5号議案		替	替	替	替		替	否	否	否	否		否	<table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">会社提案</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">種類株主総会</td> <td style="font-size: x-small;">第1号議案</td> <td style="font-size: x-small;">第2号議案</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">替</td> <td style="text-align: center;">替</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">否</td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> </table>	会社提案			種類株主総会	第1号議案	第2号議案		替	替		否	否
会社提案																																						
第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案 <small>(下の候補者を除く)</small>	第5号議案																																		
替	替	替	替		替																																	
否	否	否	否		否																																	
会社提案																																						
種類株主総会	第1号議案	第2号議案																																				
	替	替																																				
	否	否																																				

〈株主提案〉
当行取締役会のご意見にご賛成の方は、
「否」の欄に○印をご記入ください。

当行取締役会は、株主提案について反対しております。
当行取締役会意見に賛成の場合は「否」に、
株主提案に賛成の場合は「賛」に○印でご表示ください。

株主提案	第6号議案
定時株主総会	替
	否

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【金融経済環境】

当連結会計年度のわが国経済は、金融・財政面での政策効果が広く波及したことにより、都心部を中心に公共投資や住宅投資が底堅く推移する中、企業収益の改善等を背景として雇用情勢の好転や個人消費・設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、全体としては緩やかな回復基調が続きました。

一方、県内経済におきましては、観光面や個人消費面が底堅く推移する中、雇用環境も改善するなど、全体としては緩やかな回復基調にあるものの、先行きについては一部不透明な状況にあります。

【事業の経過及び成果】

このような経営環境の中、当行は「本業」として「WIN-WINネット業務（新販路開拓コンサルティング）」に取り組むなど、地域の皆様のご支援にお応えできるよう銀行全体で組織的・継続的に取り組んできました。

平成29年度からスタートする新中期経営計画では、「WIN-WINネット業務」を更に深化・発展させ、事業者に対する支援をこれまで以上に行っていく方針であります。

今後も、当行グループを挙げて「収益力の強化」「経営の効率化」「資産の健全化」などの経営内容の充実に努めてまいります。

以上のような経済情勢のもと、当連結会計年度の業績は以下の通りとなりました。

<預金>

預金は、安定した資金調達を第一に考え、個人・法人預金を中心に増強を図った結果、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ88億円増加し、7,248億円となりました。

<貸出金>

貸出金は、中小企業貸出を中心に増強を図りましたが、当連結会計年度末の残高は、前連結会計年度末に比べ71億円減少し、5,655億円となりました。

<有価証券>

有価証券は、前連結会計年度末に比べ142億円減少し、917億円となりました。

<損益>

当連結会計年度の経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金及び金融商品販売手数料の減少等により、前連結会計年度に比べ9億21百万円減少し、192億83百万円となりました。

一方、経常費用は、経費が減少したものの、支払保証料や団信保険料等の増加により、前連結会計年度に比べ2億92百万円増加し、163億38百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ12億12百万円減少し、29億45百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ2億80百万円減少し、19億37百万円となりました。

<店舗関係>

平成28年10月に、駐車設備の拡充などお客様の利便性向上を図るため、紫原支店を移転リニューアルオープンしました。

また、店舗外ATMにつきましては、効率的なATM網の構築を図るため7カ所のATMを廃止し、平成29年3月末現在で93カ所の設置となっております。平成26年4月にはセブン銀行とのATM利用提携を開始しており、お引き出しについては、ほぼ24時間利用可能となるなど、利便性の向上に努めております。

<金融サービス>

金融サービス面では、退職金の運用ニーズに応える「一期一得定期預金」や、平成30年に明治維新150年を迎えることを記念し、特別金利に加え名産品や旅行券を抽選賞品とした「明治維新観光定期預金」等を発売いたしました。加えて、株主の皆様へ日頃のご支援にお応えするため「株主優遇定期預金」も販売しており、商品ラインナップの充実に努めております。

また、ミナミネット支店（平成23年4月開設）においては、非対面での24時間インターネット、携帯電話等によるローン申込みの受付を行い、お客様のニーズに即した商品の提供を行っております。

更に、地元取引先事業者に対しては、お取引先の本業支援策である「WIN-WINネット業務」（平成23年10月より開始）に取り組んでおり、平成26年度からは、当行による経営改善が必要なお客様に対し、事業再生型「WIN-WINネット業務」に取り組むなど、地域経済活性化に向けた取り組みを加速させております。

また、「金融円滑化相談窓口」「中小企業相談窓口」を設置しており、コンサルティング機能の発揮により、中小企業等の皆様の資金繰りや経営改善支援に引き続き対応しております。

今後も、新商品の開発やお客様へのサービスの充実に積極的に取り組んでまいります。

【対処すべき課題】

地域金融機関を取り巻く経営環境は、顧客ニーズの多様化や金融機関同士の競争激化、また、中長期的には人口減少が見込まれる中で、厳しさを増しております。このような中、当行は地域を支える金融機関として、お取引先への更なる経営支援に取り組み、企業を強くし、雇用や商流の維持・拡大を図ることで、地元鹿児島を中心とした地域経済の活性化にこれまで以上に取り組んでまいります。また、そのためには継続的な収益を確保することも重要であり、お客様のニーズを捉え、お客様に適した商品・サービスの提供に努めることで収益機会の拡大を図ってまいります。

今後とも「地域に密着し、真に地域の発展に役立つ銀行」を目指し、役職員一丸となって各種施策に取り組んでまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	204	192	202	192
経常利益	29	35	41	29
親会社株主に帰属する当期純利益	26	25	22	19
包括利益	14	49	4	15
純資産額	380	424	422	431
総資産	7,298	7,569	7,727	7,818

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預金	6,754	7,009	7,162	7,249
定期性預金	4,474	4,617	4,667	4,623
その他	2,279	2,391	2,495	2,625
貸出金	5,425	5,601	5,739	5,662
個人向け	1,969	2,015	2,053	2,040
中小企業向け	3,067	3,216	3,317	3,285
その他	387	368	368	336
商品有価証券	0	1	1	0
有価証券	988	1,055	1,059	917
国債	527	523	532	416
その他	460	532	526	500
社債	20	20	20	20
総資産	7,287	7,553	7,706	7,791
内国為替取扱高	22,480	22,763	23,211	22,596
外国為替取扱高	百万ドル 118	百万ドル 40	百万ドル 21	百万ドル 17
経常利益	百万円 2,962	百万円 3,534	百万円 4,103	百万円 2,927
当期純利益	百万円 2,594	百万円 2,576	百万円 2,182	百万円 1,930
1株当たり当期純利益	円 銭 29 58	円 銭 29 43	円 銭 24 62	円 銭 21 68

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を自己株式数を控除した期中の平均発行済普通株式数で除し、単位未満を四捨五入して算出しております。

(3) 企業集団及び当行の使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業者名	当年度末	前年度末
株式会社南日本銀行	668人	654人
南九州サービス株式会社	0人	0人
なんぎんリース株式会社	1人	1人
合計	669人	655人

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 南九州サービス(株)、なんぎんリース(株)の使用人には、(株)南日本銀行からの出向者は含まれておりません。

② 当行の使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	668人	654人
平均年齢	38年11月	39年4月
平均勤続年数	16年1月	16年5月
平均給与月額	355千円	362千円

- 注 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	うち出張所		うち出張所	
鹿 児 島 県	55店	(3)	55店	(3)
宮 崎 県	2	(―)	2	(―)
熊 本 県	4	(―)	4	(―)
福 岡 県	2	(―)	2	(―)
東 京 都	1	(―)	1	(―)
合 計	64	(3)	64	(3)

注 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動預払機を93カ所（前年度末100カ所）設置しております。

② 当年度新設営業所

当年度における営業所の新設はありません。

注 当年度において、大隅地域振興局共同出張所、ローソン下田三文字店出張所、出水市役所共同出張所、谷山港出張所、フォントナの丘かもう出張所、日置市役所出張所、ダイエー谷山店共同出張所の計7カ所の店舗外現金自動預払機を廃止いたしました。

(5) 企業集団の設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	824
---------	-----

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
紫原支店新店舗関係	193
上町支店新店舗関係	168
ソフトウェアの導入・更改	159

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
なんぎんリース株式会社	鹿児島市中央町26番18号	リース業務	昭和60年7月4日	百万円 70	% 68 (6)
南九州サービス株式会社	鹿児島市泉町2番3号4F	現金等輸送業務	昭和59年3月1日	10	50

- 注 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行議決権比率は、直接所有と間接所有等の合計比率で記載し、()内は間接所有等の比率であります。
3. 当期の連結経常収益は192億83百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は19億37百万円であります。

② 重要な業務提携の概況

- イ. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ロ. 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ハ. 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ニ. ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS接続方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実施サービスを行っております。
- ホ. 九州地区第二地銀6行で勘定系及び対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

- へ. 宮崎太陽銀行、豊和銀行と3行のお取引先に対する経営支援を通じて地域経済の活性化に貢献するため、「3行合同地域再生支援委員会」を設立するとともに、各行において、あおぞら銀行グループと「九州地域活性化ファンド（あおぞら銀行グループ設立）」を活用したお取引先の事業再生支援に関する業務提携を行っております。
- ト. 取引先企業の再生支援強化のために鹿児島県内に本店を置く、当行を含む7金融機関（当行、鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美大島信用組合）と鹿児島県信用保証協会及び鹿児島県中小企業再生支援協議会が参加して株式会社ドーガン・インベストメンツと「かごしま企業再生ファンド」を活用した「業務協力協定」を締結しております。
- チ. セブン銀行とのATM利用提携について、平成26年4月14日より利用提携を開始しております。CAFIS接続方式で当行キャッシュカードのセブン銀行ATM利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態（平成28年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
森 俊 英	代表取締役頭取	事業組合システム バンキング九州共 同センター理事長	
齋藤 眞 一	代表取締役専務		
松下 弘 志	常務取締役 人事総務部長兼人材開発室長		
春山 慶次郎	常務取締役 審査部長		
市坪 功 治	取締 役 経営企画部長兼経営計画推進室長		
正野 和 広	取締 役 営業統括部長		
高田 守 國	取締 役 (社 外)		鹿児島県出納長、副知事を歴任するなど財務・会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
野間 俊 美	取締 役 (社 外)	弁護士法人野間 法律事務所代表 弁護士	
福元 浩一郎	監査役 (常勤)		
永山 在 紀	監査役 (社 外)	南国殖産株式会社 代表取締役社長	南国殖産株式会社の代表取締役社長であり、同社の経理部門を所管する役員を歴任するなど、財務・会計に関して相当程度の知見を有するものであります。
山原 芳 樹	監査役 (社 外)	鹿児島大学 名誉教授	
西山 芳 久	監査役 (社 外)		

注 当行は、高田守國氏、野間俊美氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	9人	113
監査役	4人	27
計	13人	140

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬38百万円は含まれておりません。
3. 株主総会で定められた役員に対する報酬限度額は、取締役について年額200百万円以内、監査役については年額45百万円以内であります。
4. 役員賞与は支給しておりません。
5. 平成23年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、平成23年7月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
6. 平成28年6月に退任した取締役1名に対して役員退職慰労金（打ち切り支給分）を15百万円支給しております。

(3) 責任限定契約

当行と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
野間俊美	弁護士法人野間法律事務所は、当行と通常の銀行取引があります。
永山在紀	南国殖産株式会社は、当行と通常の銀行取引があります。
山原芳樹	鹿児島大学は、当行と通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
高田守國	13年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回全てに出席	必要に応じ、行政の豊富な経験を生かし、高い見識から発言を行っております。
野間俊美	1年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回全てに出席	必要に応じ、弁護士としての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。
永山在紀	10年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回のうち11回出席 当事業年度開催の監査役会11回のうち8回出席	必要に応じ、主に経営者としての豊富な経験と高い見識から発言を行っております。
山原芳樹	6年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回全てに出席 当事業年度開催の監査役会11回全てに出席	必要に応じ、学識者としての高い見識と幅広い経験から発言を行っております。
西山芳久	1年9カ月	当事業年度開催の定例取締役会14回全てに出席 当事業年度開催の監査役会11回全てに出席	必要に応じ、行政の豊富な経験を生かし、高い見識から発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	18	—

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	320,000千株
A種優先株式	320,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	80,964千株
A種優先株式	30,000千株

- 注 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 普通株式の株式数には自己株式（456,236株）を含んでおります。

(2) 当年度末株主数

普通株式	5,781名
A種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 千株	持株比率 %
南日本銀行行員持株会	4,806	5.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,112	3.86
株式会社みずほ銀行	3,096	3.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,088	3.83
株式会社福岡銀行	2,808	3.48
一般財団法人岩崎育英文化財団	2,384	2.96
明治安田生命保険相互会社	2,276	2.82
西日本信用保証株式会社	2,172	2.69
みずほ信託銀行株式会社	2,157	2.67
共栄火災海上保険株式会社	2,011	2.49

② A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 千株	持株比率 %
株式会社整理回収機構	30,000	100.00

- 注 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 普通株式の持株比率は、自己株式（456,236株）を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 山内正彦 指定有限責任社員 永里 剛	40	(注) 5 (注) 6 (注) 7

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、40百万円であります。
4. 当行と会計監査人との間で、会社法第427条第1項に定める責任限定契約は締結しておりません。
5. 非監査業務
次期システム移行プロジェクトに係るシステム移行リスク管理態勢の妥当性評価に関する報酬が2百万円あります。
6. 監査役会の同意理由
当行監査役会は、会計監査人からの報告の聴取等を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠などを検討し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。
7. 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分
- (1) 処分の対象者
新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）
- (2) 処分の内容
・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
- (3) 処分理由
①新日本有限責任監査法人（以下「当監査法人」という。）は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
②当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当行における「内部統制システム構築の基本方針」は、以下の通りです。

「内部統制システム構築の基本方針」

当行は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

- 1.取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守をあらゆる企業活動の前提とし、代表取締役が繰り返し取締役及び使用人に伝えることにより徹底する。
 - (2) コンプライアンス基準等を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (3) コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する事項を審議・決定する。
 - (4) 事業年度ごとに取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施状況をフォロー点検することによりコンプライアンスを徹底する。
 - (5) 経営企画部を主担当部とし、本部各部及び営業店にコンプライアンス担当者を配置して、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理する。
 - (6) 取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修、全店統一勉強会等を実施する。
 - (7) 事故防止のため職員の人事ローテーションや連続休暇制度を実施する。
 - (8) コンプライアンス基準に基づき、取締役及び使用人が法令上疑義のある行為等を直接情報提供することについて、取締役及び使用人の全てに周知する。
 - (9) 財務報告の適切性を確保するために、経営企画部リスク統括グループを主担当部署として、必要な内部統制体制を構築する。
 - (10) 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは、銀行単体のみならず他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含めた一切の関係を遮断し、別途定める『反社会的勢力に対する基本方針』に基づき、反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固たる態度で対応する。
- 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。
 - (2) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 各種リスクの管理体制、リスク管理方針・計画、リスクの測定・評価・管理、報告、検査及び問題点の是正等を定めたリスク管理基準に基づき、リスク管理体制を強固なものにする。

- (2) 各種リスクの管理担当部は、リスク管理の状況をリスクカテゴリーに応じてALM委員会、もしくはリスク管理委員会へ報告し、これらの委員会において管理及び対策等を協議・決定する。リスク管理の運営・統括は経営企画部が行う。
 - (3) 内部監査部門は、内部監査計画に基づいて各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会へ報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 事務分掌・取締役会規程等に基づき、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - (2) コンプライアンスに関する諸問題については、コンプライアンス委員会において審議したうえで、取締役会に付議する。
5. 当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 連結子会社等管理規程に基づき、子会社等の重要な業務の決定について当行が適切に管理及び指導を行うことにより、職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、業務の状況についても定期的の子会社等から報告を求める。
 - (2) 子会社等のコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報管理体制については、経営企画部が指導・監督し、当行及び子会社等から成る企業集団として業務の適正を確保する。
 - (3) 内部監査部門は、子会社等の重要な業務運営の監査を実施し、その結果を取締役会へ報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役を補助すべき使用人については、監査役会と協議のうえ必要な人員を監査役室に配置する。
 - (2) 監査役室に所属する使用人は、他部署の役職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
 - (3) 監査役室に所属する使用人の人事異動及び考課等人事権に係る事項については、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。
7. 当行及び子会社等の役職員等が監査役に報告するための体制
- (1) 取締役は、当行及び子会社等の役職員の職務の執行に係る重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを監査役に報告する。
 - (2) 職務の執行に関し重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した当行及び子会社等の役職員若しくはこれらの者から報告を受けた者は、これを監査役に報告する。
 - (3) 当該報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行ってはならない。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議又は委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は職員に対しその説明を求めることができる。
- (3) 代表取締役は、定期的に監査役と意見交換を行い、監査役の監査が実効的に行われるよう努めるものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当行は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を整備し運用しております。

1.コンプライアンス

社内規程を整備し周知する他、各種会議や各種社内研修を通じ、役職員等に対してコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、コンプライアンス違反等に関する通報及び相談の適正な処理の仕組みとして内部通報制度「良心ホットライン」を設け、使用人に対する周知を継続的に行っております。

2.リスクマネジメント

当行では、業務上不可避なリスクについて、想定される最大損失が経営基盤を脅かすことのないようコントロールすることを目的としてリスク管理に関するさまざまな規程を整備し、「ALM委員会」及び「リスク管理委員会」を中心とするリスク管理体制を確立しております。

また、災害等を想定した訓練も適宜行っております。

3.財務報告に係る内部統制

当行は、財務報告の適切性を確保するための適切な管理態勢を構築・整備することを目的とした「財務報告にかかる内部統制規程」に基づいて、内部統制評価を実施しております。

4.内部監査

当行の内部監査部門は、当行及び子会社等における内部管理態勢の適切性・有効性を検証するとともに、問題点の発見・指摘にとどまらず、評価及び問題点の提言まで行うこととし、内部監査計画に基づき実施された内部監査結果については、原則として四半期毎に開催される監査報告会を通じて取締役会に報告しております。

7. 特定完全子会社に関する事項

- ・該当事項はありません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

- ・該当事項はありません。

9. 会計参与に関する事項

- ・該当事項はありません。

10. その他

- ・該当事項はありません。

[連結計算書類]

第109期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	111,237	預 金	724,886
商品有価証券	51	借 用 金	0
金銭の信託	432	社 債	2,000
有 価 証 券	91,711	そ の 他 負 債	4,563
貸 出 金	565,537	退職給付に係る負債	1,342
外 国 為 替	306	睡眠預金払戻損失引当金	309
リース債権及びリース投資資産	1,877	偶 発 損 失 引 当 金	587
そ の 他 資 産	4,063	再評価に係る繰延税金負債	1,353
有 形 固 定 資 産	12,807	支 払 承 諾	3,614
建 物	2,579	負債の部合計	738,655
土 地	8,973	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	1	資 本 金	16,601
建設仮勘定	64	資 本 剰 余 金	8,873
その他の有形固定資産	1,188	利 益 剰 余 金	12,358
無 形 固 定 資 産	509	自 己 株 式	△147
ソ フ ト ウ ェ ア	406	株 主 資 本 合 計	37,685
その他の無形固定資産	102	その他有価証券評価差額金	3,285
繰 延 税 金 資 産	2,078	土 地 再 評 価 差 額 金	2,812
支 払 承 諾 見 返	3,614	退職給付に係る調整累計額	△631
貸 倒 引 当 金	△12,400	その他の包括利益累計額合計	5,466
投資損失引当金	△20	純資産の部合計	43,151
資産の部合計	781,807	負債及び純資産の部合計	781,807

第109期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経資 常 運 収 益		19,283
貸有預そ 金 出 券 金 利 息 配 当	15,400	
役そ 価の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	13,206	
償そ 却の 常 調 金 達 利 費 用	1,298	
経資 預借社そ 役そ 営そ 貸金そ	59	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	835	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	1,900	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	1,252	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	731	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	1	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	730	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収		16,338
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	637	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	547	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	0	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	67	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	22	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	2,384	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	216	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	10,925	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	2,173	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	1,494	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	24	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	654	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収		2,945
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収		0
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収		28
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	28	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収		2,917
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	808	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収	171	
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収		979
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収		1,937
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収		-
の 務の 他 取 他 の 引 業 経 権 取 常 収 入 利 収 収 収 立 収		1,937

第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	16,601	8,873	11,023	△146	36,351
当期変動額					
剰余金の配当			△602		△602
親会社株主に帰属する当期純利益			1,937		1,937
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△0	1,335	△1	1,333
当期末残高	16,601	8,873	12,358	△147	37,685

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,044	2,812	△970	5,886	42,237
当期変動額					
剰余金の配当					△602
親会社株主に帰属する当期純利益					1,937
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△758	-	338	△419	△419
当期変動額合計	△758	-	338	△419	914
当期末残高	3,285	2,812	△631	5,466	43,151

[計算書類]

第109期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	111,237	預金	724,934
現金	12,255	当座預金	12,208
預け	98,982	普通預金	242,560
商品有価証券	51	貯蓄預金	2,332
商品	51	通知預金	1,090
金の信託	432	定期預積	453,806
有価証券	91,721	その他の預金	8,432
国債	41,650	借入金	4,502
地方債	10,841	借入金	0
社債	14,132	借入金	0
株	8,220	借入金	2,000
その他の証券	16,876	借入金	2,310
貸出	566,215	未払費用	153
引当金	2,830	未払法人税等	603
手形貸付	23,472	未払費用	740
証券貸付	498,019	未払費用	379
当座貸	41,892	未払費用	132
外国為替	306	引当金	2
外国店預け	294	引当金	0
取立外為替	12	引当金	13
その他の資産	2,648	引当金	9
未決収替	110	引当金	276
未収収替	499	引当金	431
金融派生商品	0	引当金	309
その他の資産	2,038	引当金	587
有形固定資産	12,732	引当金	1,353
建物	2,579	引当金	3,614
土地	8,973	負債の部合計	735,540
リース資産	13	(純資産の部)	
建設仮勘定	64	資本剰余金	16,601
その他の有形固定資産	1,102	資本剰余金	8,903
無形固定資産	499	資本剰余金	7,500
ソフトウェア	397	資本剰余金	1,403
その他の無形固定資産	101	利益剰余金	12,145
繰延税金資産	1,805	利益剰余金	825
支払承諾見返	3,614	利益剰余金	11,320
貸倒引当金	△12,104	利益剰余金	11,320
投資損失引当金	△20	自己株	△147
資産の部合計	779,140	自主資本合計	37,502
		その他有価証券評価差額金	3,285
		土地再評価差額金	2,812
		評価・換算差額等合計	6,097
		純資産の部合計	43,600
		負債及び純資産の部合計	779,140

第109期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常		
資	運	14,587	18,425
貸	出	13,227	
有	証	1,298	
預	券	59	
そ	の	1	
役	他	1,883	
受	取	510	
そ	入	1,372	
そ	の	1,252	
外	他	3	
国	為	1,248	
債	等	702	
の	債	1	
償	却	456	
株	式	244	
そ	の		
経	常		
資	調	615	15,497
預	金	547	
借	用	0	
社	債	67	
そ	の	0	
役	他	2,384	
支	取	148	
支	払	2,236	
そ	の	216	
商	品	0	
国	有	97	
債	等	118	
の	債	10,138	
營	業	2,142	
そ	他	1,466	
貸	引	256	
株	当	71	
株	金	24	
金	売	323	
そ	等		
の	の		
経	常		
常	利		2,927

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(単位：百万円)

科 目	金	額
特 別 利 益		0
固 定 資 産 処 分 益	0	
特 別 損 失		28
固 定 資 産 処 分 損	28	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,899
法 人 税、 住 民 税 等	797	
法 人 税	171	
法 人 期 純 利		968
当		1,930

第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	16,601	7,500	1,403	8,903
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
利益準備金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	△0	△0
当期末残高	16,601	7,500	1,403	8,903

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	704	10,112	10,817	△146	36,175
当期変動額					
剰余金の配当		△602	△602		△602
当期純利益		1,930	1,930		1,930
利益準備金の積立	120	△120			
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				0	0
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	120	1,207	1,328	△1	1,326
当期末残高	825	11,320	12,145	△147	37,502

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,043	2,812	6,856	43,031
当期変動額				
剰余金の配当				△602
当期純利益				1,930
利益準備金の積立				
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の 取崩				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△758	－	△758	△758
当期変動額合計	△758	－	△758	568
当期末残高	3,285	2,812	6,097	43,600

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 南 日 本 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 内 正 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南日本銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 南 日 本 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 内 正 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南日本銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

株式会社 南日本銀行 監査役会

常勤監査役 福元 浩一郎 ㊟

社外監査役 永山 在紀 ㊟

社外監査役 山原 芳樹 ㊟

社外監査役 西山 芳久 ㊟

以 上

株主総会参考書類

〈会社提案（第1号議案から第5号議案）〉

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金5円、A種優先株式1株につき、定款の定めにより金6円17銭を配当いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は587,640,320円となります。

(普通株式：402,540,320円、A種優先株式：185,100,000円)

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月30日（金）といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

利益準備金 117,528,064円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 117,528,064円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年10月1日とされております。

当行は、福岡証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、第3号議案「定款一部変更の件」において、当行の普通株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更することをご提案させて頂いておりますが、これに伴い単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、普通株式について10株を1株に併合いたしたいと存じます。また、あわせてA種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、第3号議案「定款一部変更の件」において、普通株式と同様に単元株式数を1,000株から100株に変更することをご提案させて頂いておりますが、これに伴い、10株を1株に併合する株式併合（以下普通株式およびA種優先株式の株式併合をあわせて「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式およびA種優先株式

(2) 併合の割合

普通株式およびA種優先株式のいずれについても、10株につき1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、当行が一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(4) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

3,200万株

3. その他

本株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること、ならびに、平成29年6月29日開催予定の普通株主、A種優先株主に係る各種類株主総会において、本株式併合に関する議案および定款変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

上場する企業である当行は、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一すると全国の証券取引所の取組みの趣旨を尊重し、普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に変更するとともに、A種優先株式についても、その権利に変動が生じないようにするため、その単元株式数を100株に変更するものであります。また、第2号議案に係る本株式併合による普通株式およびA種優先株式の発行済株式の総数の減少を勘案して、当行定款第6条に規定される普通株式およびA種優先株式の発行可能種類株式総数を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が発生するものとする附則を設けます。本附則は平成29年10月1日をもって削除するものといたします。

また、本変更は、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されること、ならびに、平成29年6月29日開催予定の普通株主、A種優先株主に係る各種類株主総会において、株式併合に関する議案および本定款変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は3億2,000万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>3億2,000万株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>3億2,000万株</u>とする。 第7条 (条文省略) (単元株式数) 第8条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。 第9条～第12条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 優先株式 第12条の2～第12条の9 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算 第37条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は<u>3,200万株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>3,200万株</u>、A種優先株式の発行可能種類株式総数は<u>3,200万株</u>とする。 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は、<u>100株</u>とする。 第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第2章の2 優先株式 第12条の2～第12条の9 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計算 第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(効力発生日)</p> <p><u>第1条 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u></p>

注 上記定款第6条（発行可能株式総数・発行可能種類株式総数）の変更のうち、当行発行可能株式総数の3億2,000万株から3,200万株への変更につきましては、第2号議案が原案どおり承認決議された場合に、会社法第182条第2項に基づき、本株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたものとみなされるものであります。

第4号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となります。今回経営体制の強化を図るため1名増員することとし、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じま

す。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
①	<p>再任</p> <p>もり とし ひで 森 俊 英 (昭和21年12月14日生)</p>	<p>昭和44年4月 株式会社富士銀行入行 平成7年5月 同行営業第四部長 平成12年6月 同行退職 平成12年6月 当行入行専務取締役 平成16年6月 当行取締役副頭取 平成18年6月 当行取締役頭取 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 事業組合システムバンキング九州共同センター理事長</p>	普通株式 114,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当行取締役頭取として経営経験も豊富であり、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			
②	<p>再任</p> <p>さい とう しん いち 齋 藤 眞 一 (昭和27年8月27日生)</p>	<p>昭和50年4月 当行入行 平成5年6月 当行宮田通支店長 平成13年2月 当行卸本町支店長兼市内第三ブロック長 平成17年6月 当行取締役証券・国際部長 平成19年6月 当行取締役総合企画部長兼内部統制室長 平成21年6月 当行常務取締役経営企画部長 平成22年10月 当行常務取締役経営企画部長兼経営計画推進室長 平成25年6月 当行専務取締役 現在に至る</p>	普通株式 71,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>経営企画及び財務面をはじめ、当行のさまざまな部門で豊富な経験と幅広い知見を有し、その豊富な経験と知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当株式の種類および数
③	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> まつ した ひろ し 松下弘志 (昭和32年8月21日生)	昭和55年4月 当行入行 平成10年8月 当行人吉支店長 平成17年10月 当行武町支店長兼市内第一ブ ロック長 平成19年2月 当行総合企画部部长代理 平成22年6月 当行審査部長 平成23年2月 当行執行役員審査部長 平成25年6月 当行取締役審査部長 平成27年6月 当行常務取締役審査部長 平成28年6月 当行常務取締役人事総務部長 兼人材開発室長 現在に至る	普通株式 38,000株
	■ 取締役候補者とした理由 当行常務取締役審査部長・現常務取締役人事総務部長兼人材開発室長を歴任し、その豊富な経験と知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。		
④	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はる やま けいじろう 春山慶次郎 (昭和34年2月25日生)	昭和58年4月 当行入行 平成14年4月 当行吉野支店長 平成19年7月 当行審査部部长代理 平成20年4月 当行加世田支店長兼加世田ブ ロック長 平成23年2月 当行卸本町支店長 平成24年6月 当行執行役員卸本町支店長 平成25年6月 当行取締役営業統括部長兼支 店支援室長 平成28年6月 当行常務取締役審査部長 現在に至る	普通株式 43,000株
	■ 取締役候補者とした理由 当行取締役営業統括部長兼支店支援室長・現常務取締役審査部長を歴任し、その豊富な経験と知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当株式の種類および数
⑤	<p>再任</p> <p>いち づば こう じ 市 坪 功 治 (昭和36年12月27日生)</p>	<p>昭和59年4月 当行入行</p> <p>平成16年10月 当行上町支店長</p> <p>平成18年4月 当行総合企画部企画課長</p> <p>平成21年4月 当行総合企画部部長代理</p> <p>平成23年7月 当行中央支店長兼宮田通支店長兼市内第一ブロック長</p> <p>平成25年6月 当行執行役員経営企画部長兼経営計画推進室長</p> <p>平成26年6月 当行取締役経営企画部長兼経営計画推進室長</p> <p>現在に至る</p>	普通株式 33,000株
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>経営企画部門を歴任し、業務全般を熟知しております。その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			
⑥	<p>再任</p> <p>しょう の かず ひろ 正 野 和 広 (昭和37年6月8日生)</p>	<p>昭和60年4月 当行入行</p> <p>平成14年10月 当行東谷山支店長</p> <p>平成17年10月 当行鴨池支店長</p> <p>平成19年7月 当行鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長</p> <p>平成21年2月 当行本店営業部部長代理</p> <p>平成22年6月 当行営業統括部次長</p> <p>平成23年2月 当行営業統括部支店支援室長</p> <p>平成24年6月 当行執行役員営業統括部支店支援室長</p> <p>平成25年6月 当行執行役員卸本町支店長</p> <p>平成26年6月 当行取締役本店営業部長</p> <p>平成28年6月 当行取締役営業統括部長</p> <p>現在に至る</p>	普通株式 36,000株
<p>■ 取締役候補者とした理由</p> <p>当行取締役本店営業部長・現取締役営業統括部長を歴任し、特に営業分野でリーダーシップを発揮するなど、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
⑦	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> はま ぐち なお や 濱 口 直 也 (昭和35年2月3日生)	昭和57年4月 当行入行 平成13年7月 当行上町支店長 平成15年6月 当行谷山支店長 平成19年7月 当行営業推進部部长代理兼営業企画グループ主任調査役 平成20年2月 当行国分支店長兼始良ブロック長 平成23年2月 当行脇田支店長兼市内第二ブロック長 平成24年10月 当行審査部次長 平成25年6月 当行証券国際部長 平成26年6月 当行執行役員熊本営業部長兼熊本・福岡ブロック長 現在に至る	普通株式 12,000株
■ 取締役候補者とした理由 当行審査部次長・証券国際部長・現執行役員熊本営業部長兼熊本・福岡ブロック長を歴任し、その豊富な経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。			
⑧	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> たか だ もり くに 高 田 守 國 (昭和15年12月14日生)	昭和41年10月 鹿児島県入庁 平成8年4月 同県企画部長 平成11年3月 同県退職 平成11年4月 同県出納長就任 平成13年4月 同県副知事就任 平成14年6月 同県副知事退職 平成15年6月 当行監査役 平成24年6月 当行取締役 現在に至る	普通株式 10,000株
■ 社外取締役候補者とした理由 鹿児島県出納長・副知事を歴任するなど財務・会計に関して相当程度の知見を有し、その豊富な経験と高い見識を活かし、社外取締役として当行の経営に適切な指導と提言をいただくため、社外取締役候補者としてしました。 なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
⑨	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> のまとしみ 野間俊美 (昭和16年2月22日生)	昭和36年4月 鹿児島地方裁判所入所 昭和51年8月 簡易裁判所判事任官 昭和51年10月 司法試験合格 昭和56年11月 簡易裁判所判事退官 昭和56年12月 鹿児島県弁護士会に弁護士登録 平成6年4月 鹿児島県弁護士会会長就任 平成7年3月 鹿児島県弁護士会会長退任 平成14年4月 弁護士法人鹿児島中央法律事務所設立 平成18年4月 法テラス鹿児島地方事務所長就任 平成24年4月 法テラス鹿児島地方事務所長退任 平成25年4月 弁護士法人野間法律事務所代表弁護士 平成27年6月 当行取締役 現在に至る ■重要な兼職の状況 弁護士法人野間法律事務所代表弁護士	普通株式 20,000株
■社外取締役候補者とした理由 弁護士として企業法務に精通し、その専門的な知識・経験等を社外取締役として当行の経営全般に反映していただくため、社外取締役候補者となりました。 なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

- 注 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田守國氏、野間俊美氏は社外取締役候補者であります。
3. 高田守國氏、野間俊美氏は現任の社外取締役であり、両氏の社外取締役の就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって高田守國氏が5年、野間俊美氏が2年となります。
4. 当行は高田守國氏、野間俊美氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、責任限度額を同法第425条第1項が定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当行は、高田守國氏、野間俊美氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役福元浩一郎氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当行株式の種類および数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> なかのよしあき 中野 義明 (昭和35年7月6日生)	昭和54年4月 当行入行 平成15年6月 当行八代支店長 平成17年10月 当行与次郎ヶ浜支店長 平成19年7月 当行福岡支店長 平成21年7月 当行中央支店長兼市内第一ブロック長 平成23年7月 当行審査部部長代理 平成24年10月 当行鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長 平成27年6月 当行執行役員鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長 平成28年6月 当行執行役員本店営業部長 現在に至る	普通株式 14,000株

■ 監査役候補者とした理由

当行執行役員鹿屋支店長兼笠之原支店長兼大隅ブロック長・現執行役員本店営業部長を歴任し、当行の取締役の職務の執行監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有する者と認められることから、監査役候補者としてしました。

注 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

<株主提案（第6号議案）>

第6号議案は、2名の株主さまからの共同のご提案によるものであります。なお、提案株主さま（2名）の議決権の数は、303個であります。

議案の「提案内容」及び「提案の理由」は、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

第6号議案 定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策を深堀しないよう要望書の提出）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「日本銀行総裁に頭取がマイナス金利政策を深堀しないよう要望書を手渡す」

2. 提案の理由

日本銀行（以下日銀）の導入したマイナス金利政策は金融機関だけにリスクを押し付ける行為。貸出を伸ばしお金の回転を良くし景気回復させ収益を上げる狙いは副作用の方が大きい。貸出は伸びてはいるが、空き家が増える中に貸家業向等の不動産融資や高利カードローン等、貸し倒れリスクの大きい信用度の低い融資は将来不良債権化する要因であり、過去の金融危機の教訓が全く生かされていない。深堀すれば赤字転落や、経営基盤の弱い中小金融機関・地方銀行等の破たんが相次ぐことを強く懸念する。銀行生保・郵政3社の株価下落で多くの投資家心理が冷え切って個人消費は更に落ち込む悪循環にも陥っている。日銀に間違った政策を深堀しないように頭取が要望書を日銀総裁に手渡すべきである。提案者は日銀の出資者でもあるが、株式会社に相当する総会や提案制度はなく、意見を言う場が無い為、止むを得ず市中銀行に提案をした。

◇ 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、**本議案に反対**します。

日本銀行のマイナス金利政策は、資金需要の喚起と金融仲介機能の発揮などにより实体经济を活性化することを目指しているものと認識しております。

こうした中、当行といたしましては、平成23年10月から地域経済活性化貢献のために取り組んで参りました「WIN-WINネット業務」（新販路開拓コンサルティング）を更に深化・発展させることが重要であると考えます。そして、お取引先との強固なリレーションを構築することにより、過度な金利競争を回避するとともに、今後の更なる収益の向上に繋げていく方針であり、マイナス金利政策導入による収益への影響を限定的な範囲にとどめたいと考えております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

種類株主総会参考書類

〈会社提案（第1号議案および第2号議案）〉

第1号議案 株式併合の件

株主総会参考書類35頁に記載の第2号議案「株式併合の件」の内容と同一であります。

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会参考書類36頁から37頁に記載の第3号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上

